

## 2.3.1 要援護者支援検討マップの作成による現状整理

### (1) 基図の選定

要援護者支援検討マップの基図について、その縮尺や用紙サイズ等を選定します。検討マップで使用する基図は、各戸を個別に判別でき、避難路を判断できる地図とします。そのために、縮尺は 1/2,500～1/10,000 程度を目安とし、住宅地図もしくは都市計画図の白図を使用します。用紙サイズは、内部での検討や会議・ワークショップ等での利用を想定し、対象となる地域全域が1枚の地図に入るようなサイズとします。なお、基図の作成時期が古く、地形や家屋・道路等の状況が実際と大きく異なる場合、基図の修正が必要になります。

#### ⊕ 基図の選定における留意点

- (ア) 基図は、高齢者でも地図上の情報を認識できるよう、縮尺や文字の大きさに留意することが必要です。
- (イ) 特に道路の情報は避難ルートや危険個所の把握において重要な情報であるため、必要に応じて基図を修正し、現状と一致させる必要があります。

### (2) 記載事項の選定

要援護者支援検討マップの作成においては、浸水深等のハザードマップに記載されている情報、災害時要援護者の所在情報、避難時の危険個所、避難施設の位置情報や避難所ごとに設定されている避難範囲情報及び支援策の検討に必要な情報を整理し、そのうち地図に記載できる情報を検討マップ上に記載します。

#### (a) 想定される浸水情報

検討対象地域で想定される浸水の状況を検討マップに示します。ここで用いる資料は、河川管理者が公表している浸水想定区域図及び、過去の浸水履歴（外水、内水）とします。複数の浸水履歴がある場合は、その時点を含めて複数表示し、その地域で想定される最大の浸水範囲を把握します。さらに、過去に溢水・越水・破堤した地点等について整理して検討マップ上に示します。

#### (b) 避難行動時の危険個所

避難行動をとる際に危険が及ぶと想定される箇所を検討マップ上に示します。

土石流危険区域や、急傾斜地崩壊危険個所等の土砂災害警戒危険区域、過去の出水で通行止めとなった道路のほか、浸水時に水深が大きくなることが想定されるアンダーパスや側溝等の位置をマップに記載します。

#### (c) 避難施設に関する情報

指定避難所および災害時要援護者用の避難施設の位置を検討マップ上に記載します。

その際、点字ブロックの設置や障害者用トイレの配備など、災害時要援護者の使用に適している施設については、表示方法を区別して記載します。

#### (d) 災害時要援護者及び災害時要援護者施設の情報

災害時要援護者及び災害時要援護者施設の情報を整理します。災害時要援護者について整理する情報は、障害等の種類、氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、同居家族等です。災害時要援護者施設について整理する情報は、施設種類、施設の耐水性、利用者数、職員数、所在地、電話番号等です。

これらの情報収集にあたっては、福祉部局等で管理している台帳等を活用して整理します。対象とする災害時要援護者及び災害時要援護者施設の例を以下に示します。（参考：災害弱者施設の防災対策のあり方に関する調査検討報告書；総務省）

##### ①対象とする災害時要援護者（例）

- ・高齢者
- ・寝たきり
- ・認知症
- ・虚弱者
- ・独居者
- ・外国人
- ・乳幼児
- ・障害者（聴覚、視覚、平行機能、言語、肢体、知的）

表 24 災害時要援護者の対象者の整理例

地区名	総人口 (人)	世帯数 (世帯)	単位世帯数 当たりの 人数 (人)	65歳以上 人口 (人)	寝たきり (人)	認知症 (人)	虚弱 (人)	在宅独居 (人)	高齢夫婦 世帯 (世帯)
A									
B									
C									
D									
...									
合計									

##### ②対象とする災害時要援護者施設（例）

- ・老人福祉施設
- ・身体障害者構成援護施設
- ・知的障害者援護施設
- ・医療提供施設
- ・児童福祉施設
- ・幼稚園
- ・外国人旅行者の利用が多い観光施設、宿泊施設
- ・外国人労働者の多い工場

ここで整理した災害時要援護者及び災害時要援護者施設の情報はリストに整理し、さらにその種類別に色分けして地図上にプロットします。個人情報を検討マップ上にプロットし詳細な位置を明確にすることが難しい場合は、町目等で区分したブロックで整理するなどの措置をとります。

地図とともに作成された災害時要援護者のリストは、地図上にプロットされた災害時要援護者の所在状況と関連づけて、今後の災害時要援護者に対する個別の支援計画の検討等に活用します。

#### (e) 支援者の情報

民生委員や水防団、自主防災組織のほか家族等の支援者の情報を平日・休日、昼間・夜間、年齢、性別毎に情報を整理します。

#### (f) 災害時要援護者の支援策の検討に必要な情報

災害時要援護者の避難行動に対する支援策の検討に必要な情報を整理します。表 25に、避難行動の各フェーズにおける災害時要援護者の避難時の制限と、その時の支援策の検討に必要な情報の例を示します。

避難行動に対する支援策の検討に必要な情報は、地図上に整理することを基本としますが、地図以外で整理することが適当な情報については、一覧表などの形で整理します。

### 🌀 記載事項の選定における留意点

#### (ア) 作業の効率化における留意点

- ・ 地図を作成する際に GIS ソフトや画像編集ソフトを用いることで、電子データの利用やバージョン管理、修正作業等を効率的に進めることができます。

#### (イ) 詳細な危険箇所等の把握における留意点

- ・ 危険箇所などの情報は、地域防災計画の策定や洪水ハザードマップの作成において整理された資料を基本とします。不足する情報がある場合には、検討会議やワークショップの中で、住民や関係者からの情報を得ながら、随時加えていくことで充実を図ります。

#### (ウ) 個人情報の取り扱いにおける留意点

- ・ 災害時要援護者の情報を地図上に記載する際は、対象者が特定されないよう、所在地を若干ずらして記載するなどの配慮が必要です。
- ・ 行政内の検討に使用する内部資料とするのか、住民も参加する検討会の資料とするのか利用目的や範囲を明確にし、適切に管理する必要があります。

図 7に、記載事項 (a) ~ (e) の情報を記載した災害時要援護者支援検討マップのイメージを示します。

表 25 災害時要援護者支援の検討に必要な情報の例

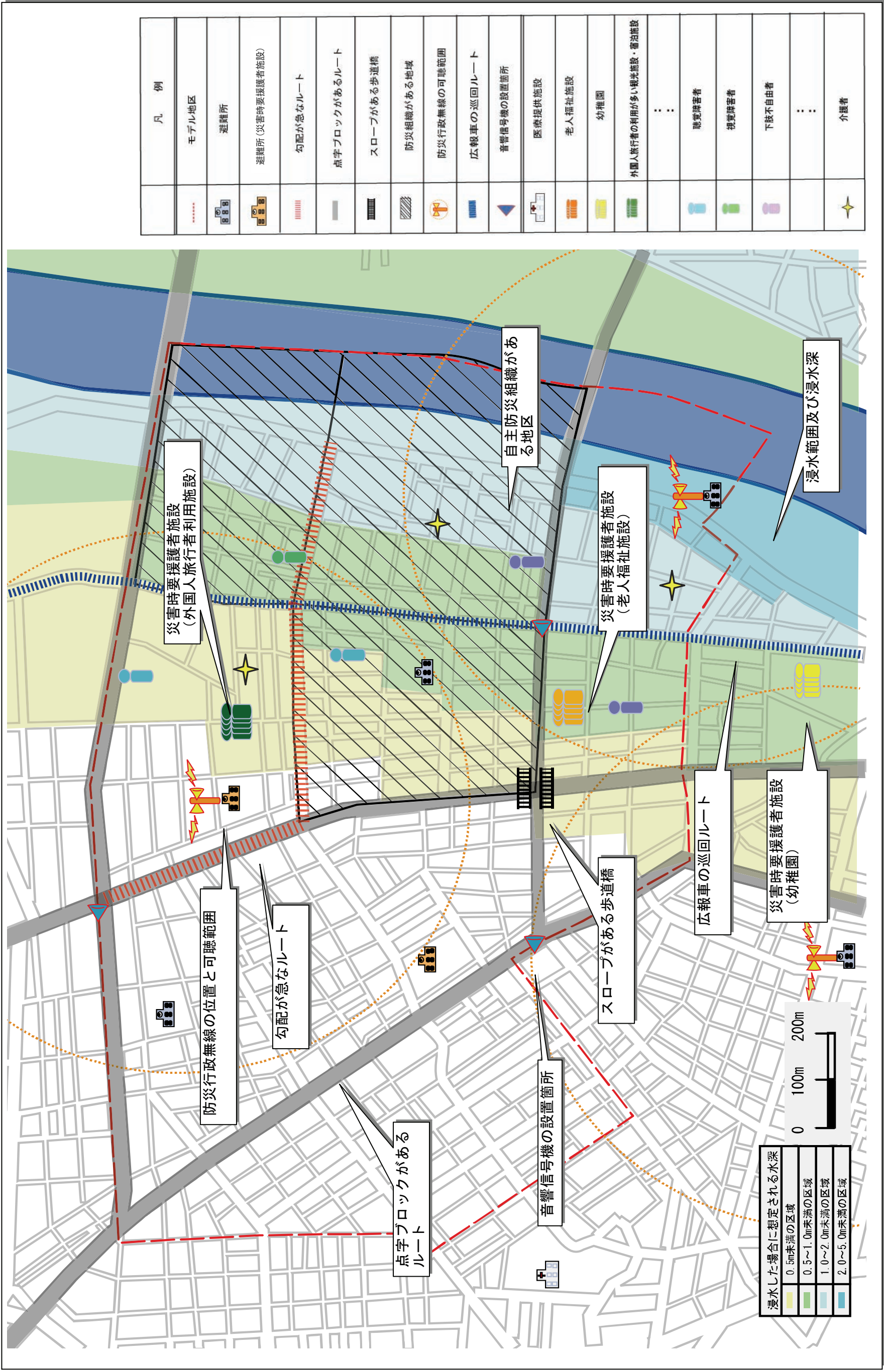
フェーズ	避難に関わる制限	支援策の検討に必要な情報（例） 〔 地図上に整理する情報：標準 地図以外で整理する情報：斜字 〕
危険の認知・判断	目が見えない	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災行政無線の可聴範囲</li> <li>・ 広報車の巡回ルート</li> <li>・ 地域の防災組織の有無と活動内容</li> <li>・ 個別受信機の設置状況</li> </ul>
	耳が聞こえない	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の防災組織の有無と活動内容</li> <li>・ 防災FAXの設置状況</li> </ul>
	日本語を理解できない	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外国語ハザードマップの有無</li> <li>・ 外国語での避難情報発信の有無</li> </ul>
	状況判断力が低い（幼児、知的障害者等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介助者（保護者）の有無</li> </ul>
避難行動	目が見えない	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 点字ブロックがあるルート</li> <li>・ 音響信号機の設置箇所</li> </ul>
	日本語を理解できない	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外国語ハザードマップの有無</li> <li>・ 避難所位置の外国語表示</li> </ul>
	車椅子での移動となる	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道路の平均勾配（5%以下<sup>※1</sup>）</li> <li>・ 歩道の幅員（2m以上<sup>※2</sup>）</li> <li>・ スロープがある歩道橋</li> </ul>
	介助者無しでは移動できない	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介助者を含めた移動手段（車等）</li> </ul>
	自力で歩行できるが介助が必要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道路の平均勾配（5%以下<sup>※1</sup>）</li> <li>・ スロープがある歩道橋</li> <li>・ 介助者の有無</li> </ul>
	歩行速度が遅い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道路の平均勾配（5%以下<sup>※1</sup>）</li> <li>・ スロープがある歩道橋</li> <li>・ 介助者の有無</li> </ul>
避難生活	目が見えない	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難所のバリアフリー化<sup>※3</sup></li> <li>・ 情報伝達設備の有無<sup>※4</sup></li> </ul>
	耳が聞こえない	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情報伝達設備の有無<sup>※4</sup></li> </ul>
	日本語を理解できない	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外国語スタッフの有無</li> </ul>
	車椅子での移動となる	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難所のバリアフリー化<sup>※3</sup></li> </ul>
	歩行が困難	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難所のバリアフリー化<sup>※3</sup></li> </ul>
	健全者用トイレの使用が困難	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 身体障害者用トイレの有無</li> </ul>
	他の避難生活者の理解が得られない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ハンディキャップルームの有無</li> <li>・ 仕切り版等の有無</li> </ul>

※1 交通バリアフリー法では、高齢者・身体障害者等が円滑に移動するための道路勾配は、原則として5%以下としている。

※2 交通バリアフリー法では、高齢者・身体障害者等が円滑に移動するために必要な歩道の幅員を2m以上としている。

※3 ハートビル法に示される、利用円滑化基準・利用円滑化誘導基準などを参考に、施設のバリアフリー化を把握する。

※4 情報伝達設備とは、聴覚障害者に対しては掲示板、ファクシミリ、手話通訳、文字放送等。視覚障害者に対しては点字等の設備をいう。



凡 例	
モデル地区	.....
避難所	🏠
避難所 (災害時要援護者施設)	🏠
勾配が急なルート	
点字ブロックがあるルート	—
スロープがある歩道橋	
防災組織がある地域	▨
防災行政無線の可聴範囲	📻
広報車の巡回ルート	▶
音響信号機の設置箇所	📢
医療提供施設	🏥
老人福祉施設	👴
幼稚園	👶
外国人旅行者の利用が多い観光施設・宿泊施設	🏨
...	...
聴覚障害者	👂
視覚障害者	👁
下肢不自由者	🦿
...	...
介護者	👵

図 7 災害時要援護者支援検討マップのイメージ